

会津美里町学校給食センター調理・運搬業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年10月

会 津 美 里 町

会津美里町(以下「本町」という。)では、学校給食センターにおける調理・運搬業務について一括して民間事業者へ業務委託することにより実施しており、この度、契約期間が令和8年度末をもって満了することから、令和9年度からの公募型プロポーザル(企画提案)方式による事業者の選定にあたり、この実施要領により必要な事項を定めるものである。この実施要領とあわせて開示する仕様書、様式集などの資料も一体として、これらを含めて「実施要領等」とするものとする。

1 目的

学校給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を児童生徒に提供するため、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務遂行能力を有する事業者を受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名 会津美里町学校給食センター調理・運搬業務委託

(2) 対象施設

- ① 所在地 福島県大沼郡会津美里町永井野字宮北 302 番地 1
- ② 名称 会津美里町学校給食センター
- ③ 開設年月 昭和 41 年 5 月(改築年月：令和 4 年 4 月)
- ④ 構造 鉄骨造 2 階建
- ⑤ 延床面積 1,415.54 m²
- ⑥ 運用方式 ドライシステム方式
- ⑦ 調理熱源 オール電化
- ⑧ 調理能力 約 1,500 食/日

(3) 業務内容

- ① 物資の検収業務
- ② 調理(アレルギー対応食の調理を含む。)、炊飯業務
- ③ 配缶、配食業務
- ④ 各受配校への配送・回収
- ⑤ 食器、食缶、調理機器の洗浄・消毒・保管業務
- ⑥ コンテナ等の洗浄、消毒業務
- ⑦ 施設、設備及び車両の清掃及び保守点検業務
- ⑧ 使用物品の管理及び簡易的な修理業務

※ 献立作成、食材調達、給食費徴収、施設設備の基幹に係る保守等の業務は含まない。

(4) 受配校数 小学校 3 校、中学校 2 校、義務教育学校 1 校(合計 6 校、約 1,300 食/日)

① 調理食数

調理食数は、転出入による児童生徒の増減、学校の行事などに伴い欠食による変動がある。
提供対象者は、児童生徒及び教職員等、学校等における試食、学校給食センター勤務者等である。

② 給食実施回数

受配校によって給食実施日が多少異なる。

(5) その他業務に係る事項

① 施設設備及び運搬車両

既存の施設設備を使用することとする。また、運搬車両については、受託者が用意し受託者

の責任において適切に維持管理し、本業務以外には使用しないこととする。なお、車両の台数及び仕様等については、仕様書(34 頁、別紙 7)を参照すること。

② 調理従事者及び運搬従事者等の雇用

できる限り、地元在住者の雇用を優先すること。

(6) 選定方式 公募型プロポーザル方式

(7) 発注者 会津美里町長

(8) 契約履行期間及び契約の種類

① 契約の履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

② 契約の種類 債務負担行為に基づく複数年契約とする。

※ 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までは、業務履行までの準備期間とする。

(9) 提案上限額

① 提案上限額は、下記のとおりとする。

提案上限総額：631,750 千円(消費税額及び地方消費税相当額は除く。)

② 上記限度額は、契約時の予定価格額を示すものではなく、見積額が提案上限額を超過した場合は失格とする。

③ 上記金額は、本業務開始前の準備行為又は業務従事者等の研修等に係る費用も含むものとし、契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までの準備期間中に生じる経費は、受託者の負担とする。

3 参加資格条件

(1) 資格要件

本業務の実施に当たっては、地方自治法、学校給食法、食品衛生法、労働基準法、その他関係法令を遵守するとともに、学校給食衛生管理基準(文部科学省)、大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)、その他関係法規及び関連要綱等を遵守し、公平の保持、安全確保に努めることができる者とする。

また、本業務のプロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

① 経営が安定していること。

② 学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 1 条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、児童及び生徒のために安全な学校給食の調理等において業務総括責任者(栄養士又は調理師等の資格を有する者等)を配置した上で円滑に実施できる者であること。

③ 過去 5 年以内に、福島県内において本町と同程度又はそれ以上の人口規模の自治体における学校給食共同調理場方式(ドライシステム)での調理・運搬業務に関する委託契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

④ 学校給食法第 9 条第 1 項に基づく学校給食衛生管理基準に精通し、かつ学校給食に関する安全衛生管理について十分な能力を有しており、これまで安全衛生管理上の瑕疵による食中毒の発生などの重大な事故を起こしていないこと。また、衛生教育、安全教育、調理技術等について業務従事者に対する研修体制を整備して定期的に実施しているとともに、従業員の健康管理が十分に行われていること。

⑤ 製造物責任法(平成 6 年法律第 85 号)の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険(PL 保険)に加入している者であること。

⑥ 福島県内に本社、支社、営業所又は事務所のいずれかを有する事業者で、緊急時における十

分なサポート体制が確実にとれる者であること。

(2) 欠格事項

次に掲げる事業者は、参加することができない。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により、本町における一般競争入札の参加資格を制限されている者。
- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更正手続開始申し立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申し立てが行われた者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者を除く。
- ③ 本町又は他の地方自治体若しくは国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者。
- ④ 国税又は地方税を滞納している者。
- ⑤ 過去 3 年以内に食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の規定による営業停止の処分を受けた者。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- ⑥ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して 2 年を経過していない者。
- ⑦ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条及び会津美里町暴力団等排除条例(平成 24 年会津美里町条例第 11 号)第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当する者。

(3) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、その後において備えるべき資格要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

4 プロポーザル実施スケジュール

公募型プロポーザル(企画提案)方式により、参加のあった事業者の中から受託候補者を選定するものとする。なお、本プロポーザルは参加者が 1 者のみでも成立するものとする。

(1) 担当部署 〒969-6251

福島県大沼郡会津美里町永井野字宮北 302 番地 1

会津美里町学校給食センター

電話番号：0242-54-3418(直通)

FAX 番号：0242-55-0030

E-mail：koyoiku@town.aizumisato.fukushima.jp

(2) 選定及び手続きのスケジュール

1	公告、実施要領等の公表	令和 8 年 10 月 19 日(月)
2	給食センター施設見学申込書提出期限	令和 8 年 10 月 22 日(木) 17 時 00 分まで
3	給食センター施設見学	令和 8 年 10 月 27 日(火) 15 時 00 分
4	質問書提出期限	令和 8 年 10 月 30 日(金) 17 時 00 分まで
5	質問書回答	令和 8 年 11 月 6 日(金)
6	参加表明書・企画提案書提出期限	令和 8 年 11 月 18 日(水) 17 時 00 分まで
7	1 次審査結果通知(書類審査)	令和 8 年 11 月 30 日(月)
8	プレゼンテーション審査(2 次審査)	令和 8 年 12 月 16 日(水) ※時間は別途通知
9	2 次審査結果通知	令和 8 年 12 月 22 日(火) 予定

5 施設見学

会津美里町学校給食センターの見学を希望する者は、下記により施設見学希望届(様式第1号)1部を提出すること。

- (1) 提出方法 FAX 又は電子メールとする。
※ 提出後は、必ず電話による受信確認を行うこと。
- (2) 提出先 「4(1)担当部署」に同じ
- (3) 提出期限 令和8年10月22日(木) 17時00分まで
※ 受信確認は休日を除く、8時30分から17時00分までとする。
- (4) 見学日時 令和8年10月27日(火) 15時00分～16時30分
- (5) 注意事項
 - ① 参加人数は、1事業者につき2名までとする。
 - ② 調理室への立ち入りは行わず、1階廊下及び2階会議室からガラス越しでの見学とする。
 - ③ 参加する者は、衛生衣(帽子、白衣、マスク、靴等)を持参すること。
 - ④ 施設見学後において質問がある場合は、次の「6 質問書受付・回答」によること。

6 質問書受付・回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、下記により質問書(様式第2号)1部を提出すること。

- (1) 提出方法 FAX 又は電子メールとする。
※ 提出後は、必ず電話による受信確認を行うこと。
- (2) 提出先 「4(1)担当部署」に同じ
※ 受信確認は休日を除く、8時30分から17時00分までとする。
- (3) 提出期限 令和8年10月30日(金) 17時00分まで
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、質問者名をふせて集約したものを令和8年11月6日(金)までに本町ホームページに掲載する。

<https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/index.html>

- ① 再質問、評価や審査に係るものの質問については受け付けない。また、質問の内容は、実施要領、各様式の記入方法、手続き等、当事業の申請に必要と判断されるものに限る。
- ② 質問に対する回答において、本実施要領等の追加又は修正の必要がある場合は、その回答をもって本実施要領等の変更とみなすものとする。

7 参加に関する提出書類

本実施要領及び仕様書並びに会津美里町財務規則等を理解した上で、プロポーザルへの参加を希望する者(以下「参加者」という。)は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 押印が必要なものは、全て代表者印とする(正本に押印し、副本はその写し可)。

No.	提出書類	提出部数
1	参加表明書(様式第3号)	正本1部、副本7部
2	定款及び登記事項証明書	同上
3	納税証明書(国税・地方税) ※直近のもの	同上
4	欠格事項確認書(様式第4号)	同上
5	誓約書(様式第5号)	同上
6	直近3か年の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)	同上

7	製造物責任法に基づく生産物賠償責任保険(PL保険)に加入していることを証する書類の写し	同上
8	会社概要・組織などがわかるもの(様式第6号) ※1	同上
9	学校給食調理業務に係る実績調書(様式第7号) ※契約書写しを添付すること。	同上
10	企画提案書(様式第8号)	同上
11	学校給食への基本的な考え方に関する提案書(様式第9号)	同上
12	安全・衛生管理体制に関する提案書(様式第10号)	同上
13	食物アレルギー対応に関する提案書(様式第11号)	同上
14	緊急時における対応に関する提案書(様式第12号)	同上
15	調理従事者及び運搬従事者の配置に関する提案書(様式第13号)	同上
16	従業員の教育及び研修計画に関する提案書(様式第14号)	同上
17	見積書(様式第15号)及び見積内訳書(様式第16号) ※2	同上
18	上記No.1～17をまとめた電子データ一式 ※3	1部

※1 パンフレット等、会社の概要が分かるものを添付すれば省略可とする。

※2 業務期間における見積書及び費用内訳書を作成し、費用内訳も分かるようにすること。

※3 電子データについては、押印不要とする。ファイル形式は「Adobe 社 PDF」とし、CD-Rに保存して提出すること。

(2) 提出方法 持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)とする。

(3) 提出宛名 会津美里町長

(4) 提出場所 「4(1)担当部署」に同じ

※ 持参の場合は、土日祝日を除く平日の8時30分から17時00分までとする。

※ 郵送の場合は、提出期限内必着とする。また、郵便事故等により上記提出書類が提出場所に到着しなかったことに対して、異議申し立てはできない。

(5) 提出期限 令和8年11月18日(水) 17時00分まで

(6) 提出書類に関する注意事項

① 提出書類は、7(1)の通りの順番に並べ、インデックスラベルを付すこと。また、規格はA4判(A3判資料の折込み可)・縦型・横書き・左綴じで作成し、複数ページにわたるものはページ番号を付すこと。

② 文字サイズは11ポイント以上とする。なお、図表中に使用する文字についてはこの限りではないが、見やすさ、分かり易さに心がけること。

③ 各様式のほか添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じて提出すること。また、正本の表紙及び背表紙には、事業所名を表記すること。

④ 電子データについて、正本のみにCD-Rが収納できるクリアホルダー等により綴じることとし、副本への添付は不要とする。

⑤ 提出期限が過ぎた場合は、辞退したものとみなす。

(7) 留意事項

① 参加者は、実施要領等に記載されている一切の内容に同意したものとみなす。

② 企画提案書は、提出者1者当たり1提案とし、複数の提案はできない。

③ 提出書類の作成、提出及びその他参加者において本プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。

④ 参加者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属するが、採用された提

案の使用権は、本町に帰属するものとする。

- ⑤ 提出書類は、会津美里町情報公開条例(平成 17 年会津美里町条例第 19 号)に基づき開示等をする場合がある。
- ⑥ 提出書類は返却しない。なお、提出書類の内容について、本町より問い合わせ又は追加資料の提出を求めたりすることがある。

8 参加の辞退

参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、速やかに辞退届(様式第 17 号)を「4(1)担当部署」に持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)により提出すること。

9 審査方法及び選定方法

別紙「会津美里町学校給食センター調理・運搬業務委託」提案書評価基準に基づき、会津美里町学校給食センター調理・運搬業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、下記により審査を行い、総合的に最も優れた参加者を受託候補者として選定するものとする。

(1) 参加資格審査

資格要件を満たしていることを確認し、資格不備の場合は失格とする。

(2) 審査方法

① 1次審査(書類審査・50点満点)

書類審査によって3者以内を1次審査通過者とし、2次審査を案内する。

② 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査・100点満点)

1次審査通過者の企画提案プレゼンテーション及びヒアリング審査により、受託候補者及び次点者を各1者選定するものとする。

各参加者の審査時間は、プレゼンテーション(20分程度)とヒアリング(10分程度)で30分以内とする。

ア 日 時 令和8年12月16日(水) ※時間は別途通知

イ 場 所 会津美里町役場本庁舎2階 大会議室

ウ 出席者 3名以内とし、説明者は本業務の主たる担当者とする。

(3) 留意事項

- ① プレゼンテーションの順番は、参加受付の順とする。
- ② すでに提出された提出書類の差替えや追加は認めない。誤字脱字等軽微な修正がある場合にはプレゼンテーション時に説明すること。
- ③ プレゼンテーション時に使用するマックスハブ(画面)及びHDMI端子は、町が準備する。その他の機器(パソコン等)は、参加者が用意すること。
- ④ プレゼンテーションは、企画提案書に沿って紙面の資料で行うことも可とするが、提案書の内容から逸脱しないこと。また、説明に使用する資料(パワーポイント等)については、9部用意しプレゼンテーション当日、町に提出すること。
- ⑤ プレゼンテーションの内容は録音する。
- ⑥ 参加者は本プロポーザルの実施後、本実施要領等の内容の不明又は不知を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 選定方法

- ① 本プロポーザルの評価項目及び配点は、次に掲げるものとする。

評価項目(1次審査)	配点
1 業務遂行能力	10 点
2 安全・衛生管理体制	20 点
3 人員配置体制	10 点
4 見積金額	10 点
計	50 点

評価項目(2次審査)	配点
1 学校給食に対する基本的な考え方	10 点
2 安全・衛生管理体制	20 点
3 食物アレルギー対応	15 点
4 緊急時における対応	10 点
5 調理従事者及び運搬従事者の配置	15 点
6 従業員の教育及び研修計画	10 点
7 見積金額	10 点
8 プレゼンテーション内容、ヒアリング対応	10 点
計	100 点

- ② 1次審査と2次審査の評価点は合算しない。
- ③ 各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った参加者を、受託候補者として選定する。
なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者として選定する。
- ④ 1次審査及び2次審査の評価点には最低基準点を設定しており、各審査者の評価点の合計点が、満点の60%以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

10 選定結果

受託候補者の選定結果は、本プロポーザルのプレゼンテーションを行った全参加者へ郵送により通知する。また、本町ホームページでも選定結果を公表するが、参加者の名称や評価点については、公にすることにより参加者の権利利益を害するおそれがあると判断する場合は、公表しないことができるものとする。なお、選定結果の内容に対する異議申し立てには応じない。

11 受託候補者決定後の契約

(1) 企画提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により内容を修正・変更する場合がある。

(2) 契約の締結

受託候補者との協議が整い次第、会津美里町財務規則(平成17年会津美里町規則第43号)に基づいて契約を締結することとする。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた協議を行うこととする。

12 参加者の失格

参加者が以下のいずれかに該当する場合、その者の提出した書類を全て無効とし、提出者は失格とする。

- ① 本実施要領等に定める提出方法、提出先、提出期限、留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ② 本実施要領に定める参加資格要件を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合
- ③ 提出書類の不備又は虚偽の記載等があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ その他、著しく信義に反する行為があった場合

「会津美里町学校給食センター調理・運搬業務委託」提案書評価基準表(1次審査)

評価項目		審査事項
1 業務遂行能力		
会社規模及び経営状態		会社規模（資本金、従業員数）及び経営状態は良好か。
受託実績		学校給食調理業務の受託実績はあるか。
2 安全・衛生管理体制		
学校給食に対する安全・安心への配慮		学校給食の提供にあたり、安全・安心を優先した業務の運営方針が提案されているか。
		厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定めた「学校給食衛生管理基準」に基づいた自社の衛生管理マニュアル等が確立されているか。
従事者の安全衛生管理と健康管理		「従事者の危険（労働災害）又は健康障害を防止するための措置」、「安全又は衛生のための教育」及び「健康診断を含む健康の保持増進のための措置」等についての従事者の勤務環境形成は充分か。
食物アレルギーへの理解度と対応食の調理		食物アレルギーに対する従事者の教育が、事故防止の観点に立ち、十分な内容で実施されているか。
3 人員配置体制		
人員適正配置		人員配置計画や実施体制の確立は充分か。
緊急時における体制		食中毒、異物混入、労働災害及び設備関係のトラブル時において、速やかに対応できる体制が確立されているか。
4 見積金額		
委託料見積額		町が考える最高限度額に比して企業努力が見られる内容となっているか。また、極端に安価な見積になっていないか。

「会津美里町学校給食センター調理・運搬業務委託」提案書評価基準表(2次審査)

評価項目		評価内容
1 学校給食に対する基本的な考え方		
意義や目的の理解と認識度		教育の一環として学校給食の意義や目的を理解し、その重要性が認識されているか。
2 安全・衛生管理体制		
学校給食に対する安全・安心への配慮		学校給食の提供にあたり、安全・安心を優先した業務の運営方針が提案されているか。
		厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定めた「学校給食衛生管理基準」に基づいた自社の衛生管理マニュアル等が確立されているか。
従事者の安全衛生管理と健康管理		「従事者の危険(労働災害)又は健康障害を防止するための措置」、「安全又は衛生のための教育」及び「健康診断を含む健康の保持増進のための措置」等についての従事者の勤務環境形成は充分か。
3 食物アレルギー対応		
食物アレルギーへの理解度と対応食の調理		食物アレルギーに対する従事者の教育が、事故防止の観点に立ち、十分な内容で実施されているか。
		人員配置計画や実施体制の確立は充分か。
4 緊急時における対応		
緊急時における体制		食中毒、異物混入、労働災害及び設備関係のトラブル時において、速やかに対応できる体制が確立されているか。
5 調理従事者及び運搬従事者の配置		
従事者の人数及び勤務体制		給食食数及びセンター内の厨房機器等の配置が十分に考慮された配置計画及び勤務体制が示されているか。また、効率的な運営を図る上で、従事者の人数は十分に足るものであるか。
		調理従事者や運搬従事者の休暇時における対応は充分か。
従事者の雇用		雇用計画は、給食開始に向けて妥当な時期に設定されているか。また、地元優先で長期の雇用が図られるものとなっているか。
6 従業員の教育及び研修計画		
教育・研修体制について		食品の安全衛生や調理技術の向上、交通ルールや安全運転に関する教育・研修体制が確立されているか。
業務開始までの従業員の研修計画について		事前の研修及び訓練等の実施予定及びその内容等については十分に足るものか。
7 見積金額		
委託料見積額		町が考える最高限度額に比して企業努力が見られる内容となっているか。また、極端に安価な見積になっていないか。
8 その他		
プレゼンテーション		創意工夫等により、提案内容について特に優れている点(アピールポイント等)があるか。